

第79回
国有財産四国地方審議会
< 議事録 >

日時 令和元年9月27日(金)
13時30分～15時20分
場所 高松サポート合同庁舎
北館 低層棟2階 アイホール

国有財産四国地方審議会委員名簿

令和元年 9 月 27 日

氏 名	役 職
いずみ まさ ふみ 泉 雅 文	四国旅客鉄道(株) 取締役会長
いな だ ち え こ 稲 田 知 江 子	弁護士(稲田法律事務所)
おお つか いわ お 大 塚 岩 男	(株)伊予銀行 代表取締役頭取
おお もり くに ひこ 大 森 邦 彦	(株)四国新聞社 専務取締役総務局長
あ ち かず こ 越 智 和 子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事兼事務局長
かい だ せつ こ 戒 田 節 子	フリーアナウンサー
く ぼ よ いち 久 保 誉 一	公認会計士(有限責任監査法人トーマツ パートナー)
こん どう あき こ 近 藤 明 子	四国大学経営情報学部 准教授
さ えき はや と 佐 伯 勇 人	四国電力(株) 取締役会長
し みず たかし 清 水 卓	不動産鑑定士((有)瑞穂不動産鑑定 代表取締役)
つくだ とし こ 佃 俊 子	高松市農業委員会 委員
まき た みのる 槇 田 實	(株)マキタ 代表取締役会長
もり もと え み 森 本 恵 美	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 専門研究員

(五十音順・敬称略)

第79回 国有財産四国地方審議会(議事録)

1. 開会
2. 財務局長挨拶
3. 会長挨拶
4. 議事(諮問事項1)
5. 議事(諮問事項2)
6. 議事(諮問事項3)
7. 議事(報告事項1)
8. 議事(報告事項2及び3)
9. 議事(報告事項4)
10. 財務局長挨拶
11. 閉会

[開会 13時30分]

【1. 開会】

秋山管財総括第一課長 当局では地球温暖化防止等のための具体的な行動の一つといたしまして、10月31日までクールビズを励行しております。本日の審議会もクールビズとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、お手元の資料を確認させていただきます。「議事次第」、「配席図」、「委員名簿」の3枚と「審議会資料」といたしまして、諮問事項1から3と報告事項1から4、それに基づきます「根拠通達」をお配りしております。また、ご参考に諮問事項3の要望者から提出のあった「取得等要望書」を綴ったファイルをお配りしております。委員の皆様よろしいでしょうか。

また、ご発言に際しましては、お近くのマイクをご利用いただきますようお願いいたします。

お待たせいたしました。ただいまから第79回国有財産四国地方審議会を開催させていただきます。

私は、議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます管財総括第一課長の秋山でございます。よろしくお願いいたします。

[審議会成立の報告]

○秋山管財総括第一課長 本審議会は、13名の委員で構成されておりますが、本日は11名の委員にご出席をいただいております。

これは、委員の半数以上の出席という国有財産法施行令第6条の8第1項の規定で定められました会議の成立要件を満たしておりますので、当審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

本日ご出席いただいております皆様方のご紹介につきましては、お手元に配付させていただいております委員名簿及び配席図にて代えさせていただきたいと存じます。

なお、株式会社伊予銀行、代表取締役頭取の大塚岩男様、株式会社マキタ、代表取締役会長の槇田寛様は、本日ご都合によりご欠席でございます。

[2. 財務局長挨拶]

秋山管財総括第一課長 それでは、開会に当たりまして、安出四国財務局長からご挨拶申し上げます。

安出四国財務局長 四国財務局長の安出でございます。よろしくお願いいたします。

審議会の開会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様方におかれましては、ご多用中のところ、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より国有財産行政を始めといたしまして、財務局の業務運営に格別のご理解、ご指導を賜っており、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本日は、3件の諮問事項と4件の報告事項がございますが、後ほど事務局から詳しくご説明をさせていただきます。審議会の中でいただいたご意見につきましては、今後の国有財産行政に活かしてまいりたいと考えておりますので、委員

の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜ればと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、国有財産をめぐる環境は人口減少、少子・高齢化などの社会経済環境等の変化に伴い大きく変化をしております。このような社会経済情勢や国有財産をめぐる状況の変化を踏まえまして、本年6月14日、財務大臣の諮問機関でございます財政制度等審議会におきまして答申が取りまとめられてございます。本答申につきましては、平成18年以来約13年ぶりとなります国有財産行政の新たな方向性というものが取りまとめられました。具体的には、後ほど説明をさせていただきますが、これまでは未利用国有地について売却等を優先してまいりましたが、未利用国有地のストックが減少している中、一方で地域や将来のさまざまなニーズに応えるためには、国が所有権を留保しながら定期借地の更なる活用によりまして、土地の有効利用、最適利用を図る必要があるといたしまして、新たな取り組みの基準づくりを検討する必要があるなどの提言がなされたところでございます。

また、国有財産行政の業務運営に当たりましては、森友問題におけます文書改ざんなどを痛切に反省いたしまして、事務処理の改善、改革を図りつつ地域経済社会への貢献を一層図れるよう、日々努力を続けているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、引き続きご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。私の開会の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願いいたします。

【3. 会長挨拶】

秋山管財総括第一課長 ありがとうございます。

それでは、ご審議いただきます前に、佐伯会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

佐伯会長 会長を拝命しております佐伯でございます。本日もどうかよろしくお願い申し上げます。

ご案内のとおりこの国有財産四国地方審議会につきましては、国民の皆様共有の大変重要な国有財産をいかに有効かつ効果的に活用していくかと、こうい

うことがミッションとして掲げられているということでございます。

私としましては、こういったこの審議会の使命に沿って実効ある審議ができるようにということで皆様のご協力を得ながら本日も進めてまいりたいと思いますので、今までどおり、前日も活発な意見がたくさん出ましたので、本日も是非活発なご意見を賜りたいなというふうに思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

秋山管財総括第一課長 ありがとうございます。これから先の議事の進行につきましては、佐伯会長にお願いしたいと存じます。佐伯会長よろしくをお願いいたします。

【4. 議事(諮問事項1)】

佐伯会長 それでは、進めさせていただきます。

本日は、諮問事項3件と報告事項4件がございます。早速審議に入らせていただきますが、皆様方から幅広いご意見をいただきますとともに、スムーズな議事運営に改めてご協力いただくようお願いをさせていただきます。

それでは、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

橋本管財部長 改めまして、管財部長の橋本でございます。

本日はよろしくお願いいたします。座ってご説明させていただきます。

諮問事項3件、報告事項4件ございますけど、まず本日の諮問事項1及び2につきましては、先ほどもありましたが、本年6月14日に財政制度等審議会答申結果を踏まえた通達改正、これに基づきまして、また諮問事項3につきましては、四国財務局の国有財産四国地方審議会付議基準における面積2,000㎡以上の基準、これを満たしているため、それぞれご審議をお願いいたします。

報告事項1から3につきましては、関係通達に基づきご報告させていただきます。また、報告事項4につきましては、財政制度等審議会国有財産分科会において答申いただいた内容の概略をご報告するというものでございます。

それでは、諮問事項1についてご説明させていただきます。前方のスクリーンもしくは、お手元の資料、諮問事項1と書いてあるものをご覧ください。

まず、財政審の答申を踏まえ留保財産の選定基準を策定することにな

った背景をご説明いたします。平成29年12月11日、財務大臣から財政制度等審議会に対しまして、「最近の国有財産行政を巡る状況を踏まえた今後の国有財産の管理処分のあり方について」が諮問され、審議会分科会で国有財産の更なる有効活用に関して検討が行われました。この結果、先ほどもありましたけど、本年6月14日、「今後の国有財産の管理処分のあり方について」という答申が取りまとめられております。

以降、資料に基づきまして財政審からの答申内容を説明します。

資料1ページをご覧ください。

1つ目の丸にありますように、未利用国有地につきましては、国として保有の必要のないものは売却を推進した結果、全体のストックが減少、また、地域や社会のニーズに対応した定期借地権による貸付けを実施していますが、貸付対象は介護・保育などの単独利用に限られています。

2つ目の丸にありますように、このため有用性が高く希少な国有地については、将来世代における地域社会のニーズに対応する観点から国が所有権を留保しつつ有効活用、最適利用を図り、これと併せて定期借地権による貸付けを多様なニーズに対応できるよう、その利用用途を拡大することが必要とされたところ です。

3つ目の丸にありますように、これらの課題を具体的に実現するため、活用を図るべき留保財産の選定の考え方を検討する必要がある、とされたところでございます。

資料2ページをご覧ください。

留保財産の選定の考え方として、下の見直し内容の丸にありますように、有用性が高く希少な国有地については、定期借地権による貸付けを行うことで、売却せずに所有権を国に留保して財政収入を確保しつつ最適利用を図ることとし、留保財産の選定基準を検討することとされました。

資料3ページをご覧ください。

留保財産の選定基準のうち、地域の考え方につきましては、上の丸にありますように、各地方の経済・行政の中心地域として、地方ブロックごとに対象範囲を選定し、全国で10区域に、中段あたりに表示しております対象範囲としては、まず 首都圏、これは既成市街地、近畿圏は既成都市区域として指定の都市、

その他の政令指定都市を基本とし、として、その他の地方ブロック、例えば四国圏においては、経済・行政の中心都市を基本とします。それから 経済・行政の中心都市であっても人口が少ない地区もあることから、人口集中の概念として設けられている国勢調査における人口集中地区、DIDとっておりますけど、これも併せて留保財産の選定基準とすることが考えられております。

資料4ページをご覧ください。

また、留保すべき財産の規模の考え方につきましては、1つ目の丸にありますように、これまでの国有地の活用実績を踏まえ、1つ目のポツ、単独施設では、1,000から2,000㎡程度の規模、複合施設ではそれ以上が必要であると。2つ目のポツ、大都市やその周辺地域であるほど民間需要が旺盛、需要のあるまとまった土地の入手が困難と見込まれるほか、所有権を留保することにより、将来便益も大きいと考えられることを踏まえ、2つ目の丸でございますが、(1)東京23区等の人口集中地区については、1,000㎡以上、(2)政令指定都市等の各地方の経済・行政の中心である地域における人口集中地区、これについては、2,000㎡以上の土地を選定すべきと考えられております。規模の考え方を具体的なイメージとして表にしたものが次のページでございます。

資料5ページをご覧ください。

留保財産の選定基準の地域と規模の具体的なイメージでございます。下から3つ目の四国ブロックでは、香川県高松市と愛媛県松山市の2,000㎡以上の土地を基準とすること、併せて人口集中地区も留保財産の選定基準とするということが考えられております。

資料6ページをご覧ください。

また、留保すべき土地については、上の丸にありますように、地域や規模の一定の目安を設けたとしても、各地域や個々の土地の実情及び特性といった個別的な要因も踏まえて具体的に判断する必要があり、例えば(1)地域や規模の留保基準を満たさないものの、個別的な要因から留保することもあると考えられる例。3つ目のポツにもありますように、2,000㎡未満の土地ですが、公共交通機関のターミナル駅に近い、あるいは立地条件が非常に優れている、基準容積率が高い、高度利用が可能、希少性や有用性が高い土地。一方で(2)にありますように、地域や規模の留保基準を満たすものの、個別的な要因から留保しないこと

もあると考えられる例として、1つ目のポツにありますように、土地の規模が極めて大きい場合、あるいは複数の国有地が近接して存在する場合で、将来の地域における活用可能性を考えても、その全てを留保する必要はないと考えられる場合などの個別的な要因を踏まえて判断することが必要と考えられたところでございます。

資料7ページをご覧ください。

具体的な留保財産の選定のプロセスについては、1つ目の丸にありますように、地域・規模を目安としつつ、それら以外の地域も含めそれぞれの地域、あるいは個々の土地の実情等の個別的な要因を考慮して総合的に判断し、決定すべきと考えられました。ついては、2つ目の丸にありますように、留保財産の決定は国民共有の財産の取り扱いに係る重要なものであるため、留保すべきか否かの判断、これについては地域の実情に通じている国有財産地方審議会、まさに本日のこの審議会を経て個々の財産ごとに決定すべきものと考えられております。また、3つ目の丸にありますように、留保財産については、未利用国有地のストックの状況、あるいは地域の長期的な需給動向の変化、これによりまして留保する必要がなくなる可能性も考えられるということから、留保財産から除外しようというときにも国有財産地方審議会で審議の上、当該財産の留保を見直す必要があると考えられております。

以上が財政審の答申に書いてある留保財産に関する内容ということでございます。

この答申の考え方を踏まえまして、理財局長名の最適利用通達が本年9月20日に発出され、財務局長は、留保財産の選定基準とその基準により選定された暫定の留保財産を財務本省で確認を得た上で四国の地方審議会へ諮問し、その結果を踏まえ決定するものというふうに規定されております。

以下では、9月26日、昨日ですけど、財務本省の確認を得ました四国財務局の留保財産の選定基準(案)、これを説明させていただきます。

資料の8ページをご覧ください。

四国財務局管内における留保財産の選定基準(案)のうち、地域と規模については、審議会分科会での提案をそのまま採用するものでございます。1の表をご覧ください。地域は、高松市及び松山市とするということでございます。

高松市は人口約42万人の中核市、国の管区機関が集積されている都市であります。答申の考え方にもあります「各地方の経済・行政の中心となる地域」と判断できます。松山市は、四国で最も多い人口約51万人の中核市、中四国地方においては、政令市である広島市、岡山市に次ぐ3番目の人口規模を有する都市となっております。同市は製造業のほか第3次産業が発達、近年は立地適正化計画、いわゆるコンパクトシティによりさまざまな文化施設が集中して立地し、更にJR松山駅及び駅周辺の地域全体の活性化を図るため、市街地整備事業を進めているところでございます。また、国の管区機関である四国総合通信局が存在するほか、かつては四国郵政局も置かれるなど、高松市と並び「各地方の経済・行政の中心となる地域」と判断できるものでございます。

一方、人口約25万人の徳島市及び約33万人の高知市は、人口規模が高松市及び松山市を下回り、両市を四国全体で見た場合、四国の経済・行政の中心となる地域とまでは言えないとして対象地域とはしておりません。この表にありますように、土地面積につきましては2,000㎡以上、また表の下、人口集中地区、DIDについては、審議会分科会の提案の考え方を採用しております。

また、下の2ポツ、留保財産の適否の判断基準は、国民共有の財産の取扱いに係る重要なものであるということから、地域・規模に関する条件に該当しないものの、財産の個別的要因を踏まえ留保財産に追加することができるもの、あるいは地域・規模に関する条件に該当するものの、個別的要因を踏まえて留保財産の対象から除外できるもの、これがあると規定しようとするものでございます。

資料9ページをご覧ください。

その他、個別的要因というものでございます。前のページでご覧いただきました地域、数量基準で外れたとしても、留保財産とすべき財産もあるだろうということでございまして、物件特性、地域特性などを踏まえ留保対象財産とする選定基準というものでございます。こちらは審議会分科会の考え方を表にしております。

資料10ページをご覧ください。

また、個別的要因として留保の対象から除外するもの、これをまとめております。一例として、土地面積の欄に記載されておりますが、「土地規模が極めて大きい場合、複数の国有地が近接して存在し、その全てを留保する必要がないと

考えられる」などがあります。表の一番下をご覧ください。2,000㎡以上の人口集中地区、DIDの中に所在する財産であっても、真に留保が必要となる地域を限定し明確な基準を設けるため、答申の考え方に立地適正化計画、いわゆるコンパクトシティの都市機能誘導区域の外に所在する土地は対象としないことを追加するというようにしております。立地適正化計画の都市機能誘導区域外の土地については除外するというごさいます。

当該基準を追加した趣旨といたしましては、立地適正化計画における都市機能誘導区域が、答申で示された「将来においてより多くの行政需要を生じる可能性があるかとの観点から、人口の多い地域に所在し」という文言がありまして、これと合致するということから当該区域内の財産を留保財産として選定、それ以外の地域に所在する財産は留保基準の対象除外財産ということで明確に区分するもの、そういう考え方からごさいます。

資料11ページをご覧ください。

こちらの2枚の地図につきましては、3ページなどご説明しました高松市内と松山市内の人口集中地区を赤い枠で示しているというものでごさいます。

続いて、資料12ページごさいます。

こちらの2枚の地図は、四国財務局の選定基準で追加することとしている人口集中地区から更に地域を絞った都市機能誘導区域の都心地域を示す高松市と松山市の地図ということになります。

長々としゃべりましたけど、以上諮問事項1の説明ということにさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐伯会長 ありがとうございます。

ただいまの諮問事項1に関して、皆様方からご意見、ご質問等ごさいましたら、どうぞご発言をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

久保委員 お願いします。

久保委員 非常にいい土地について、これを貸し付けるということで国の収入になるということと、街が活性化していくというのであれば非常にいいことかなというふうに思いました。ただ、利用するに当たって、それを貸し付けた方の利用目的というのが公の目的に限っているのか、あるいは少し商業的な施設でも構わないということを前提にこういったことをお考えになっているのかということをお

聞かせいただければと思います。

佐伯会長 お願いします。

橋本管財部長 ありがとうございます。やはり、有効活用というのは大事だと思います。それで、この留保財産と指定された場合には、すぐ土地が動くということではなくて、例えば高松市内であれば、香川県とか高松市とかといろいろ協議をして、その土地に何が一番ふさわしいのか検討させていただくことになっております。その際に、ここはやはり公的施設のみが一番いいということになれば、公的施設を誘導するようにいたしますし、そうではなくて公的施設もそれから民間施設もこれを併用した場合がいいんじゃないかということになれば、そういったことを要件に掲げて土地の利活用をしていきたいということになっております。どういったものが利用計画にふさわしいかということにつきましては、案をつくった上で、またこちらの審議会にお諮りしご承認をいただいた上で、その土地はこういう利用計画でいきたいと思いますということになっておりますので、いずれにしてもその土地がどういった使い方がその地域、その場所にとってふさわしいのかというのを考えた上で決定するということになっております。

久保委員 ありがとうございます。

佐伯会長 よろしいですか。

久保委員 はい。

佐伯会長 ありがとうございます。ほかにございませんですか。

泉委員 公的施設でも定期借地ということで行くということですね。

橋本管財部長 はい。

泉委員 庁舎が20年でしたかね。年限はどれぐらいですか。

橋本管財部長 事業用定期借地でいくと30年です。

泉委員 30年か、わかりました。

佐伯会長 ほかにございませんですか。はい、お願いします。

近藤委員 今回こういうふう基準を設けられて、これってやはり今ここに存在している国民だけではなくて子とか孫の世代、もっとそれより先の未来の本当に将来の人たちにとってしっかりと説明ができるような基準となっていると思います。その中で個別の案件については、個別でここで検討してというところをご説明いただきましたけれども、今までももちろんそうでしたけど、本当に、より慎重

に検討していかないといけないところと、あと一方ではやはり売却をして地域でしっかりと活かしていただけるようなところについては、そこについても英断をしていかないといけない。こういうふうな基準があるから留保に至るとか、そうではなくて売却に至るというふうなところの線引きを個別にするという曖昧になるようなところもあるかと思うんですけれども、そのあたりは今だけではなくて、本当に将来の人たちのことを考えてしっかりと検討していかないといけないなというように感じています。

それで、まだ未利用のところの土地につきましては、やはりまだ貸付けもできてなくて、本当に未利用のまま置かれているところというのでも幾つか存在するかと思うんですけれども、そのあたりにつきましてはいいタイミングというか、より効果が発現するのが早いというようなタイミングでしっかりと有効に利用していかないといけないのだなというような感想でございます。

以上でございます。

佐伯会長 ありがとうございます。

今のご意見は、社会環境が今後変わっていくこともあり得るので、そういった中でこの基準はフィックスしたのではなくて、環境変化に応じてある程度臨機に変えていくことも考えていくべきでしょうねというご意見と承っておきます。

近藤委員 はい、ありがとうございます。

橋本管財部長 ありがとうございます。まさに今のことだけ考えるのではなくて、将来も含めてその土地に何がいいのか、今言われたようにじっくり考えるべきこともあるでしょうし、すぐやることもあるでしょうし、そこはまた皆さんともご相談しながらよりよい選択をしたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。

佐伯会長 ほかがございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐伯会長 よろしいでしょうか。

今、ご意見があったところあたりも踏まえましてご承認をいただいたということで、皆さんお諮りしますけどよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐伯会長 ありがとうございます。

それでは、諮問どおり決定をさせていただくことといたします。

それでは、続きまして諮問事項2について、事務局からご説明をお願いしたいと思えます。

【5. 議事(諮問事項2)】

橋本管財部長 諮問事項1のご承認どうもありがとうございました。

それでは、諮問事項2について、ご説明させていただきます。

同じように、スクリーンもしくはお手元の資料をご覧ください。ただいま諮問事項1で留保財産の選定基準の承認をいただいたということでございますので、当該選定基準に基づきまして、四国財務局管内の未利用国有地から選定した具体的な暫定の留保財産についてご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

高松市内における留保財産の選定基準の地域・規模2,000㎡以上の要件を満たす財産の所在の地図でございます。なお、選定基準に定めるもう一つの地域である松山市内には今回要件を満たす財産はございません。

高松市内の地図でございます。地図上の肌色で塗られている部分が人口集中地区をあらわしております。また、緑色の線で囲まれた左側の半分ですが、こちらがもう一つの選定基準であります立地適正化計画における都市機能誘導区域、高松市で言うところの都心地域ということになります。

地域・規模2,000㎡以上の要件を満たす財産は全部で高松市には4つございます。地図左側から、旧四国管区警察局、旧四国財務局、旧高松第二地方合同庁舎、これら3つにつきましては、高松サンポート合同庁舎南館が平成29年9月末に完成し、入居官署の移転が完了したということから用途が廃止された旧庁舎の跡地ということになっております。また、地図右側の旧屋島住宅、これは国家公務員宿舎の削減計画で住宅の一部を廃止した旧宿舎の跡地で、4つの財産の中では唯一、都市機能誘導区域の都心地域外に所在しています。このうち旧四国管区警察局、それと旧高松第二地方合同庁舎を暫定の留保財産に選定いたしております。以下その理由についてご説明いたします。

資料2ページをご覧ください。

上空からの写真でございますけど、赤枠が旧四国管区警察局、青枠が旧四

国財務局ということになっています。ページ下部の物件の概要をご覧ください。
旧四国管区警察局でございますけど、所在地は、高松市中野町19番13、面積は3,317㎡、敷地には鉄筋コンクリート造4階建ての建物及び工作物などがあります。青枠が旧四国財務局でございます。所在地は、同26番2、面積は2,417㎡、敷地には鉄筋コンクリート造5階建ての建物及び工作物ということです。用途地域は、保育所、老人ホーム、店舗、事務所等の建築が可能な近隣商業地域、それから建蔽率は80%、容積率は300%ということでございます。

資料3ページをご覧ください。

まず、両財産のうち、旧四国管区警察局のみを暫定の留保財産といたしましたが、その理由についてご説明いたします。旧管区警察局、旧財務局ともに地域・規模2,000㎡以上の要件を満たすということ、かつ立地適正化計画における都市機能誘導区域の都心地域内に所在しています。しかしながら、両財産の配置は、資料2ページでご覧いただいたとおり近接しています。それから、現況において、住宅地を中心とした閑静なまち並みであることに加えまして、両財産の所在する栗林公園北部地区、この地区計画の目標には、「現在の住居を中心とした中低層建築物のまち並みを保全しつつ」と記載されております。したがって、庁舎等の公共施設を整備する優先度が低い、あるいは両財産ともに留保する必要はないと考えられるということでございます。

このため、先ほどご承認いただいた個別的な要因のうち、留保対象から除外すべきものとして、「複数の国有地が近接して存在し、その全てを留保する必要はないと考えられる土地」、これに該当すると判断いたしまして、一方の財産のみを暫定の留保財産にしたものでございます。

次に、暫定の留保財産を旧四国管区警察局、こちらにした理由ということですが、両財産を比較した場合、旧四国管区警察局の方が敷地面積が約900㎡広く、したがって将来における行政需要、あるいは地域社会のニーズに対応できる汎用性をより持っているということ、それから、旧四国管区警察局の方が南側道路の対面が公園となっており日当たりがよく、実質的な財産的価値が高いと考えられることなどから、旧四国管区警察局を暫定の留保財産に選定いたしております。

続きまして、資料4ページをご覧ください。

2つ目の暫定留保財産とした旧高松第二地方合同庁舎についてご説明します。ページ下部の物件の概要をご覧ください。所在地は、高松市松島町一丁目17番13及び17番16、面積は3,743㎡、鉄筋コンクリート造6階建ての建物、工作物でございます。用途地域は、第一種住居地域。保育所、老人ホーム、床面積の合計が3,000㎡以下の店舗及び事務所等の建築が可能ということでございまして、建蔽率は60%、容積率は200%ということでございます。

資料5ページをご覧ください。

旧高松第二地方合同庁舎を暫定の留保財産とした理由ですが、この財産は地域・規模2,000㎡以上の要件を満たしており、立地適正化計画における都市機能誘導区域の都心地域内にあります。それから隣接地には、香川県高松合同庁舎、高松市こども未来館、県立高松商業高等学校等の官庁・公共施設等が所在し、幹線道路である国道11号線、鉄道駅にも近接しており、将来における行政需要、あるいは地域社会のニーズに一体的にまた広範に対応することができる可能性が高いと考えられること、更に、仮にこの土地を売払いした場合には、将来において近隣地域で同規模の土地を再取得することは困難というふうを考えております。これらの理由から旧高松第二地方合同庁舎を暫定の留保財産に選定いたしました。

続いて資料6ページをご覧ください。

参考までに、暫定の留保財産としなかった旧屋島住宅についてご説明します。まず、ページ下部の物件の概要です。所在地は、高松市屋島西町字古浜2076番8、面積は3,691㎡でございまして、鉄筋コンクリート造陸屋根4階建ての建物2棟などがございます。

資料7ページをご覧ください。

旧屋島住宅を暫定の留保財産以外とした理由ですが、1つ目として、旧屋島住宅につきましては、地域・規模2,000㎡以上の要件を満たす財産であります。が、個別的な要因のうち、留保の対象から除外すべきものとした立地適正化計画における都市機能誘導区域の都心地域外に所在していること。2つ目として、当該財産が所在する都市計画法上の用途地域が第一種中高層住居専用地域ということでございまして、保育所、老人ホーム等は建築できますが、庁舎等の事務所の建築ができない、また、店舗の建築についても規制が厳しいということ

から、将来における行政需要、地域社会のニーズに広範に対応することが難しい、こういった理由などから、個別的要因を考慮して暫定の留保財産以外としたものであります。

以上、長々と説明しましたが、高松市内にある4つの財産のうち、旧四国管区警察局及び旧高松第二地方合同庁舎を暫定の留保財産に選定しております。なお、留保財産の決定につきましては、規定によりましてあらかじめ財務省理財局に確認の上、当国有財産地方審議会に諮問し、その結果を踏まえ決定することとなっておりますが、財務本省の確認は昨日9月26日に得ていることを併せてご報告いたします。

それでは、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

佐伯会長 ありがとうございます。

諮問事項2では、先ほどの選定基準に基づいて、具体的な留保財産の選定の案について、ご説明をいただいたというものでございます。ご意見、ご質問等々よろしくお願い致します。念のために確認ですけど、1ページ目に候補地が出てますけど、高松市だけですけど、松山市はないのですね。

橋本管財部長 はい。今のところ基準で2,000㎡以上の未利用地はありません。2,000㎡以上の行政財産は幾つかございますが、未利用地いわゆる空き地がないということでございます。

佐伯会長 ありがとうございます。よろしゅうございますか。

それでは、ご承認をお願いいたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐伯会長 ありがとうございます。

それでは、諮問事項2について承認をいただきました。

それでは続きまして、諮問事項3について事務局から引き続きご説明をお願いいたします。

【6. 議事(諮問事項3)】

橋本管財部長 諮問事項2のご承認、誠にありがとうございました。

先ほど、久保委員からもありましたけど、今後検討ということにつきまして、当局で関係方面と協議しながら、どのように使うのが正しいのか協議してまいりま

す。また、ご協力方よろしくお願ひいたします。

それでは諮問事項3、これについてご説明させていただきます。ちょっと説明が長くなりますがお許し下さい。まず、資料をご説明する前に、本件の概要を簡単に申し上げます。本件につきましては、丸亀市に所在いたします国有地について、まず公用・公共用に係る取得等要望の受付を行いました。そうしたところ、四国ガス株式会社、香川県弁護士会、社会福祉法人鵜足津福祉会の3者から取得等要望書が出されまして、また面積が2,000㎡以上の土地であるということから、当局が審査した処分等方針案を諮問させていただくというものでございます。それでは、前段を終わりました説明に入らせていただきます。スクリーンもしくはお手元の資料をご覧ください。

資料1ページです。

国有財産の売払いの概要でございます。対象財産は、香川県丸亀市大手町三丁目1番33、面積は2,050.60㎡、工作物は囲障一式。囲障、これはブロック塀でございます。土地の沿革につきまして、高松地方裁判所丸亀支部の老朽化に伴いまして、同庁舎の新築を行った際の余剰地、これを昨年12月18日に当局が引受けしたということでございます。本地の都市計画に係る用途地域は商業地域、法定建蔽率は80%、同容積率は400%、加えて丸亀市の各種条例等によりまして、事務所地区、高さ制限25m、駐車場整備地区、準防火地区、これらの制限がございます。

次に、当局において処分方針案としております売払い相手方は、愛媛県今治市南大門町二丁目2番地4、四国ガス株式会社でございます。四国ガス株式会社における利用計画は、同社丸亀支店の敷地ということでございまして、処理区分は時価売払い、契約方式は随意契約、またガス事業法第2条第11項に規定するガス事業の施設敷地として10年間の用途指定を付すということになっております。

資料2ページをご覧ください。

中央の赤丸部分に諮問財産がございます。丸亀市役所の南西約400m、JR丸亀駅の南東約700m、こういった場所に位置しております。

続きまして資料3ページ、中央の赤線で囲っている部分が諮問財産ということございまして、空中写真でもお分かりのとおり、丸亀城のすぐ隣、市役所、ライ

フライン事業者等が所在する市内中心部に位置しているということでございます。

資料4ページをご覧ください。

諮問財産の写真ということで、3ページの空中写真ではまだ更地となっておりますが、現在下の写真左側には新築されました高松地裁丸亀支部の庁舎がございまして、赤い点線で囲まれた部分が今回の諮問財産ということでございます。

資料5ページをご覧ください。

今回、当該国有地に関して公用・公共用に係る取得等要望の受付を行いましたところ、3者から取得等要望書が提出されたことは冒頭で申し上げました。3者それぞれの利用計画についてご説明いたします。

まず、四国ガス株式会社。当社は、地域住民のライフラインを支えるガス事業を行っています。災害時には、その対応、対策を行うことが求められておりますけど、丸亀市作成の防災マップによりますと、同社丸亀支店の現所在地、これは南海トラフ巨大地震の際に1から2mの津波による浸水が予想されています。このため浸水のない本件国有地を取得して丸亀支店を移転しようということでございます。

次に箱の真ん中、香川県弁護士会は現在、丸亀事務室について市内の雑居ビルの一室を賃借して活動しています。これが狭隘なため、法律相談会あるいはシンポジウム等が実施できないこと、香川県の西部地区、いわゆる西讃地区における司法権の中心地である高松地方裁判所丸亀支部庁舎から若干距離が離れた場所に所在するというので、裁判所利用者によるアクセスが不便ということもありまして、同地区の県民の司法ニーズに十分応えることが難しい状況になっております。それで、当会ではシンポジウム等の活動をこれまで以上に充実させるため、本件国有地のうち東側約660㎡を取得し、西讃地区の司法サービスの拠点として弁護士会館を建設しようということでございます。

次に箱の右側、社会福祉法人鷓足津福社会でございます。現在香川県においても待機児童の解消が社会福祉分野の喫緊の課題ということですが、丸亀市でも待機児童が発生しているということから、当該国有地を取得し保育施設を建設しようというものでございます。

資料6ページをご覧ください。

四国ガス株式会社の利用計画図でございます。丸亀支店の移転に当たりましては、市内ショールーム、四国ガス丸亀支店の工事部門を担う100%子会社の四国ガス産業中讃営業所を集約し、鉄骨造5階建ての事務所、併せて鉄骨造3階建ての倉庫、立体駐車場を整備するということとございます。なお、建築面積合計は約1,340㎡、延べ床面積合計は約5,150㎡の予定としています。

資料7ページをご覧ください。

香川県弁護士会の利用計画図でございます。西讃地区の拠点となる弁護士会館建設に当たりましては、司法サービス機能充実ということで事務室、相談室、会議室など敷地取得等要望面積約660㎡に対し、鉄骨造平屋建て271.34㎡を建設する予定となっております。

なお、社会福祉法人鵜足津福社会につきましては、利用計画図が提出されていないことから添付しておりません。

資料8ページをご覧ください。

当局の審査において、四国ガス株式会社を処分の相手方とすることが適当とした理由を記載しております。なお、8ページには表形式、次の9ページには文章の形にしておりますが、スクリーンでは8ページの表形式を表示いたしますので、お手元の資料は9ページの方をご覧くださいいただけます。

まず、公用・公共用として取得等要望書を審査する、これにつきましては、平成23年5月23日付財理第2199号「未利用国有地等の管理処分方針について」という通達がございます。これに基づき事業の必要性、緊急性、実現性、妥当性等について審査を行うということになっております。

では、まず取得等要望のありました3者における事業の必要性、緊急性についてご説明いたします。

四国ガス株式会社につきましては、供給エリアにおいて災害発生等非常時に、ガス施設等における被害の軽減、早期復旧を果たすようになっておりますが、現所在地は、今後30年の間に70から80%の確率で発生するとされる南海トラフ巨大地震の際に1から2mの津波による浸水が予想されています。このため、浸水がなく災害時に行政機関や他のライフライン事業者と連携も可能である当該国有地を取得し、丸亀支店を早期に移転しようというものでございます。このた

め、事業の必要性、緊急性の要件を満たしているとは判断しております。

次に、香川県弁護士会でございます。香川県弁護士会の丸亀事務室は、市内ビルの一室を賃借し活動しておりますが、面積狭隘のため相談会あるいはシンポジウム等が実施できないほか、依頼者と打ち合わせを行うスペースも不足しており、司法ニーズに十分応えることが難しいということから、当該国有地を取得して西讃地区の拠点となる弁護士会館を建設しようというものでございます。このため、事業の必要性を満たしているということでございます。なお、現状西讃地区の賃借ビルに加えて高松市内の弁護士会館を利用することで対応できている状況にはありますが、西讃地区に自前の施設を持っていないため、法律相談センターが設置できないことに加えまして、法律相談を事務室で直接受けることができない状況ということで一定の緊急性を満たしているとは判断しております。

社会福祉法人鶴足津福祉会につきましては、丸亀市において、平成31年4月に101人の待機児童が発生しているということで保育施設の整備を図る必要は認められます。しかしながら、当局による丸亀市へのヒアリングによりますと、令和2年4月に市内2カ所で保育所が新規開園し、待機児童が解消される見込みであることから、現状においては必要性、緊急性を満たしているとはまでは言えないと判断しております。

事業の必要性、緊急性の3者比較につきましては、ライフラインを支えるガス事業について、災害復旧等の対応を行う必要があり、現在、津波浸水想定区域内に所在しているということもありまして、早期に当該国有地を取得し同社支店を移転するという四国ガス株式会社に優位性が認められると判断しております。

次に、事業の実現性、妥当性についてご説明いたします。

まず、四国ガス株式会社でございます。土地の取得及び建物の建築等については、自己資金によるとしております。また、決算書等を確認した結果、決算等の財務状況に問題は見られず事業の実現性は高いものと判断しております。また、6ページにおいて、利用計画図をご覧いただきましたが、法定建蔽率80%、同容積率400%に対し、利用計画では建蔽率65%、容積率251%ということで、これについて四国ガスから「事務所の建屋は25mの高さ制限によってこれ以上高くはできない。また、建蔽率を増加させれば、ガス器具等材料を運び込む車両通路の縮小につながり業務や安全面等に問題が生じる」との回答がございまして、

利用計画の妥当性が認められると判断しております。

次に、香川県弁護士会です。平成29年2月に開催した同弁護士会の定期総会におきまして、当該国有地を購入し弁護士会館を建設することに加え、用地取得、会館の建設費用は一定の自己資金を確保し、不足分は金融機関からの借入れ、会員からの資金拠出等により賄うことが承認されております。また、決算書等を確認したところ、財務状況にも問題は見られず事業の実現性は高いものと判断しております。また、司法サービス機能の充実のために7ページでもご覧いただきましたが、事務室、相談室、会議室など敷地取得等要望面積約660㎡に対し、鉄骨造平屋建ての弁護士会館271.34㎡を建設する予定となっております。なお、法定建蔽率80%、同容積率400%に対し、利用は建蔽率及び容積率とも42%となっておりますが、香川県弁護士会では、高齢者や身障者等の利便を確保するためにバリアフリーを実現するものとしまして、バリアフリー化の観点、これから見れば、総合的に勘案した場合、利用計画には妥当性が認められるものの、一方で、利用効率は十分とは言えない状況と判断しております。

社会福祉法人鵜足津福祉会につきましては、自己資金で賄うことが十分可能な預貯金があるとしておりますが、事業計画が提示されていないこと、また、先ほどもご説明したとおり、当局による丸亀市へのヒアリングによりますと、令和2年4月に待機児童が解消されるという見込みもあることから、事業の実現性については明確に審査ができない状況であるということでございます。また、取得等要望書の提出前から提出後も当局から数度にわたりまして審査の要件である利用計画の策定を説明し、確認いたしましたが、社会福祉法人鵜足津福祉会からは、「土地の取得見込みがない状況では事業計画を作成しない」といった回答がございまして、現段階において事業計画の提出がないことから、利用計画の妥当性についても明確な審査ができない状況でございます。

事業の実現性、妥当性の3者比較のまず実現性につきましては、具体的な事業計画、資金計画を策定している四国ガス株式会社及び香川県弁護士会に優位性が認められます。また、妥当性につきましては、敷地利用効率の面において、四国ガス株式会社に優位性が認められると判断しております。

次に、地域における整備計画等との整合性についてご説明いたします。

今回のように複数の者から取得等要望書が提出された場合には、平成23年5

月23日付財理第2198号「未利用国有地等に複数の要望がなされた場合の審査基準について」という通達がございます。これに基づきまして地元地方公共団体へ地域における整備計画等との整合性について意見を求め、また、事業の必要性、緊急性、実現性、利用計画の妥当性について個別事案を比較検討し、特に国有財産の有効活用の観点から重点的な審査を行うと、そういったことが規定されております。

今回3者から取得等要望書が提出されたことを受け、香川県及び丸亀市に3者の利用計画書を提示し、地域における整備計画との整合性等についての意見を求めております。その結果、香川県、丸亀市ともに意見はないという回答がございましたが、丸亀市の回答書に次のような参考事項が記載されておりました。

まず、当該国有地以外の施設整備用地の有無、これに関してでございます。まず、「当該国有地以外に関して現在2,000㎡の規模で一般向けに売却を進めている市有地はない。また、香川県のホームページ、「かがわ企業立地ガイド」には、民有地も含めた売却情報が掲載されており、丸亀市内には1件該当地がありますが、12,000㎡の規模であり、また沿岸部に所在していることから、今回応募している3者の希望に沿うものではないと考えられます。」と記載されておまして、以上のことから3者の要望に関し、当該国有地以外に適地はないということが確認できております。

次に、同回答書には、「香川県知事から指定地方公共機関に指定されている四国ガス株式会社の丸亀支店の所在地は、現在市が作成配布している防災マップにおいて、津波により最大1m以上2m未満の浸水被害が想定される区域に立地しており、関係機関と連絡調整しつつ、ライフラインの復旧活動を行う拠点という視点から考えれば、現在の所在地は適当とは言えないと思われまます。」との記載があります。こういったことから、先ほど説明いたしました「3者の要望に関し当該国有地以外に適地はないこと」、「四国ガス株式会社丸亀支店の現所在地が適当でないこと」という状況から勘案すれば、四国ガス株式会社への処分用途については、地域における整備計画等との整合性について妥当であると判断しております。

なお、香川県弁護士会につきましては、丸亀市の回答書に直接の記載はございませんでした。

最後に、社会福祉法人鵜足津福祉会については、「待機児童の現状に関し、現在市内では2つの私立保育園が保育所を整備中であり、両施設が令和2年度に開所すれば、合わせて200名の子供を受け入れられることとなっており、現在発生している待機児童の状況は改善される見込みとなっています。」等の記載がございます。

地域における整備計画等との整合性につきましては、3者について当該国有財産以外に候補地はないこと。また、四国ガス株式会社丸亀支店については、現在の所在地では、適当とはいえないという記載があることから、3者を比較した場合には四国ガス株式会社に優位性が認められると判断しております。

以上、当局の審査状況についてご説明してまいりましたが、結論といたしましては、処分等相手方としての適否につきまして、四国ガス株式会社、香川県弁護士会を処分等相手方として適当と判断しております。また、取得等要望3者の比較については、事業の必要性、緊急性、実現性、妥当性、加えて地域における整備計画等との整合性の各項目におきまして、四国ガス株式会社に優位性が認められると判断しております。

以上のことにより、ライフラインを支えるガス事業者の南海トラフ巨大地震に備えた移転であること、敷地の効率的使用の観点から最も当該国有地を有効に活用できる利用計画と認められること、また、防災に関する体制整備については、国の政策に合致するものであるということから、四国ガス株式会社を処分等相手方として決定したいと考えております。

以上、長々のご説明でしたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

佐伯会長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がありました諮問内容につきまして、ご意見、ご質問等々がございましたら、どなたからでもお願ひいたします。

泉委員 非常にわかりやすい説明で妥当な結論だと思えますが、念のためなんですけど、四国ガスさんがこれで建てると。例えば、その一部を四国ガスさんじゃなくて、例えば弁護士会さんが借りるということが起きた場合は、この条件に反するということになるんですか。

橋本管財部長 この審議会では四国ガスということが決まれば、先ほど申しまし

たように、10年間の用途指定がかかります。ということでそれ以外、軽微な変更であれば別ですけど、重大な変更、大きな変更であれば、またその利用計画の変更が正しいものかどうか、またこの審議会で審査をしていただくようになっております。

泉委員 要するに、四国ガスさんのここに書いてある事業ですね。ショールーム、それから四国ガスさんの事務所、それから四国ガスさんのための倉庫、お客様、それから社用駐車場、これ以外だと10年間の用途からちょっと反するということになるんですね。わかりました。

佐伯会長 ほかにございませんでしょうか。

稲田委員 質問ですけれども、私は弁護士会に味方したいところですが、結論的にはこれは妥当かなということを考えておりますが、この要望書とかは相当細かく作成されているんですけれども、手続きとして当事者からの意見陳述というか、そういった機会というものは、設けられるものなのかどうかということをお伺いしてみたいなと思いました。

あと、今回四国ガスさんは、津波の浸水地区にあるということ、あるいは弁護士会さんの方は雑居ビルで賃借して活動しているということなんですが、その元々の場所というのを教えていただけると比較として助かるなということを思いました。

以上です。

橋本管財部長 では、スクリーンに位置関係のわかる地図を出します。その間にご質問のありました意見陳述の件でございますけど、今回につきましては、未利用地の処分のルールに基づきまして、この4月、5月、6月で受け付けました。最終日は6月28日だったと思います。それ以降、出していただいた要望書の中身につきましては、確認をすべきことが幾つかございましたので、四国ガスさん、それから弁護士会さん、鶴足津福祉会さんに、2回、3回と質問をしたり、ここはどういう意味ですかと、あるいは内容を確認する機会を設けております。

それと、スクリーンを見ていただきますと、ここが四国ガスが今ある場所です。ここから上が瀬戸内海でございます、この赤色が想定浸水区域1から2mのところであります。それから、ここが諮問財産のところでございます、ここが今ある弁護士会の事務所ということでございまして、財産までは距離が250mというこ

とになっております。位置関係はこういうことでございます。

佐伯会長 よろしいですか。

稲田委員 はい。

佐伯会長 ほかございませんか。どうぞ。

森本委員 意見なんですけれども、社会福祉法人の鵜足津福祉会さんから、もし提案書なり具体的な案が出されていたらということを考えてときに、現地の地図とか写真を拝見すると、子供さんを送り迎えしたことがある方ならご経験があると思うんですが、相当の交通の錯綜が起こります。それで、ここが官庁街ですとか、それからいろんな住宅街で夕方の交通量が相当多い、歩行者とこれだけの住宅街ですから、道も割と細いので、歩行者と自動車の輻輳が相当起きているところに200人の児童を受け入れて、ほぼ同じ時間にお母さん方が迎えに来る、大人や、家族なりが迎えに来るとするのはちょっと、ここに児童福祉施設というか保育園をつくるというのは、交通錯綜とかそういう面から考えても賛成できないかなと。つまり、具体的な案が出てきたとしても賛成できないかなと思います。

弁護士会さんと四国ガスさんというのは、私も拝見しまして、どちらも確かに妥当性があるなと思って拝見したんですけれども、今回四国ガスさんは南海トラフを非常に理由として挙げられているんですけれども、もう一点やはり、昨日まで東京のほうにいまして、千葉の復興のことなども少しお聞きしてきたんですけれども、私も10年ほど前に台風とか今後の気象の予測を拝見したときに、950hPa級の台風が毎年のように来るであろうという予想が出ていたんですが、まさか950hPaクラスが毎年来るだなんてということは、当時は信じられなかったんですが、近年見ていると、そういう台風が次々と上陸しております。それで実際にこの四国ガスさんの場所を拝見すると、津波だけではなくて、高潮に関しても非常にリスクが高い場所になるということと、それから防災関係をやっている人間からすると、インフラの回復というのがかなり早いというのが常識で、どれだけかかってても電気は1週間以内には回復するだろうというのが実は常識だったんです。

ですから、今回千葉県で起こっていることというのは、関係者も何があったのが全くまだ把握ができてない状況なので、ましてやガスはかなり道路が復旧してこない、必要なものをもう一度点検しないと通せない、インフラの復旧に対

しては相当時間がかかります。阪神・淡路大震災だと都市ガスが3か月以上かかっていますので、それから考えると、できるだけやはり被害が起りにくい場所に移しておくということに関しては妥当性がある、今回の案に関しては、公平に見ましても四国ガスさんをもってくるということに関しては、最も社会的厚生が大きいのではないかなというふうに考えます。

以上です。

佐伯会長 ただいまのご意見は、原案が妥当というご意見だと承りました。

森本委員 はい。

佐伯会長 ほかございませんでしょうか。

大森委員 1点確認なんです、四国ガスさんはこの2,000㎡を全て使いたいという意思表示なんですか。

橋本管財部長 今のところ全面積というふうに聞いております。

大森委員 弁護士会さんは、要するに東側を使って、西側はどうしたいのですか。

橋本管財部長 説明が漏れたかもわかりませんが、2,000㎡全て要するというのではなくて、買う面積が660㎡だけということでございます。残りについては不要ということでした。

大森委員 四国ガスさんとしては、全部使いたいということですか。

橋本管財部長 はい、そういうことでございます。

大森委員 わかりました。

佐伯会長 はい、お願いします。

清水委員 高知市に居住しているんですけど、高知の四国ガスさんは、津波の浸水想定区域に事業所がありましたが、その危険性がないところに移転をされています。それでBCP対策って企業にとって一番やはり優先、今南海トラフについてはやはり優先課題でやってると思います。

あと、この土地が建蔽率80%で容積率が今400%で建築可能というところで、駐車スペースを考慮すると四国ガスが一番有効的に活用されている建物で、一番土地を有効に使っているというふうに判定されますので、そういう効率的な土地利用の観点からも四国ガスさんだと思います。弁護士会さんも地裁の隣に行くという意味で利用者の利便性が高まると思うんですけど、丸亀市民の方の必

要性とかそういういろいろ考えるとやはり相対的には四国ガスさんの評価が高くなるということです。

佐伯会長 森本先生と同じく原案が妥当という意見と承りました。

清水委員 はい。

佐伯会長 ほかございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐伯会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、諮問内容に沿って決定をしたいと存じますけど、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

佐伯会長 それでは、諮問どおり決定させていただきたいと思います。

それでは、諮問事項については以上でございます。

それでは、続きまして報告事項につきまして、事務局から引き続きご説明をお願いいたします。

【7. 議事(報告事項1)】

橋本管財部長 諮問事項の3、ご承認いただきましてありがとうございました。

続きまして、報告事項1から4ということで、まず報告事項1でございます。同じようにスクリーンもしくはお手元の資料をご覧ください。

まず、資料1ページでございます。

地域における国公有財産の最適利用ということでございまして、資料の上段にありますように、現在国も地方も公的施設の耐震強化あるいは老朽化への対応、また人口減少による公共施設の集約、再編等も必要な状況ということでございますが、国、地方とも財政的にも極めて厳しい状況ということでございます。こうした中、これまで国も地方公共団体も、それぞれがばらばらに計画、整備などを行っておりましたが、これからは資料の中央にもありますように、国有財産の総括機関である財務局と地方公共団体ができるだけ相互に連携して、公的施設の効率的な再編、最適化を図り、資料の下段にありますように、まちづくりのために余剰地を有効活用すること、あるいは、国と地方公共団体の庁舎の集約化

等につなげていくというものでございます。これが国公有財産の最適利用ということでございますが、資料2ページをご覧ください。

次に、最適利用プランの策定の目的について、ご説明いたします。

資料の上段の「経済財政運営と改革の基本方針2014」にありますように、「地域における公的施設について、国と地方公共団体が連携し、国公有財産の最適利用を図る」と閣議決定されております。また、資料の下段にあります経済財政諮問会議で決定された平成27年12月の「経済・財政再生アクション・プログラム」では全市町村と、財務省、財務局、財務事務所で互いに連携窓口を設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等による最適利用について実現可能性を検討し、最適利用プランの策定を行うということでございます。これによりまして、財務局等は、国と地方公共団体との各主体の合意した計画を関係者が共通認識を持つということで、案件の実効性を確保するために最適利用プランを策定することとしております。

こうした政府の方針を踏まえまして、平成31年3月に私ども四国財務局では、香川県丸亀市にあります税務署や市の公共施設が建ち並ぶ大手町地区4街区の再編整備の実現に向け、丸亀市と高松国税局と協働して四国管内では初めての国公有財産の最適利用プランを策定しております。

資料3ページをご覧ください。

赤枠で示しておりますのが今回策定しました最適利用プランの対象区域である大手町地区4街区でございます。大手町地区4街区は、先ほどの丸亀の現地と同じでございます。丸亀駅の南東方約700m、丸亀城の北方に近接しているということでございます。

資料4ページをご覧ください。

平成31年3月に策定しました最適利用プランの概要でございます。資料右下の太括弧であります「丸亀市庁舎周辺地区再編整備のイメージ図」にありますように、大手町地区4街区は、左上のオレンジ色で囲っております現市庁舎等がある街区、右上の青で囲っております市庁舎の移転先であります市民会館跡地等の街区、左下の緑色で囲っております市民ひろばの街区、右下の紫や黄色などで囲っております丸亀税務署や生涯学習センター等がある街区の4つの街区全体のことを指しているということでございます。

平成29年5月に当四国財務局は、丸亀市より丸亀市庁舎周辺地の大手町地区4街区再編整備に伴って、資料の右下イメージ図を紫色で囲っております丸亀税務署の敷地を活用して新市民会館を建設したいとの要請を受けております。この要請を受けまして、当局では、丸亀市の再編整備を実現するため、丸亀市や高松国税局と協議を重ねた結果、資料の右下イメージ図に示しておりますように、丸亀税務署が紫色の矢印のとおり、市の新庁舎建設予定地の一画に、また新市民会館は青色の矢印のとおり、丸亀税務署並びに生涯学習センターのある区画に整備されることになりました。

これにより、丸亀税務署の移転先を4街区内の新丸亀市庁舎隣に確保することができ、利便性のよい立地条件を維持することができ、丸亀市も大手町地区4街区再編整備構想を踏まえたまちづくりを進めることができる効果を発現することができた、ということになっております。今後とも当局が中心となり、資料の左下の青枠にあります連絡会等を活用しまして、丸亀税務署の移転建替えを行うに当たっての必要事項を円滑に実施できるよう、引き続きサポートしてまいりたいと、このように考えております。

なお、お手元に最適利用プラン、A3の縦紙を配付しておりますので、ご覧いただければと思います。

以上をもちまして、報告事項1の説明を終了させていただきます。

佐伯会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明に対しまして、ご質問等がございましたらご発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

佐伯会長 はい、申し上げます。

近藤委員 今回のこの利用プランについては、とてもいいプランだなと思っております。今回の場合、市からの要望というかお問い合わせがあって、じゃあ一緒に最適なプランを検討しようねということで検討して下さったことかと思いません。

それで1点質問なんですけれども、県、国、市町村みたいに、そういう未利用地が例えばあって、それを有効に活用しようよとか、現在利用しているんだけど、それを今回みたいに再編しましょうというようなときに、何かここから提案するよみたいなそういうメカニズムというか何か制度とかというのってあるんでしょう

か。

橋本管財部長 今まではそういうものがなかったということで、財務省は国有財産の総括権というものがあまして、上から見るわけではないんですけど束ねる権限があるので、そういった機能を発揮するということで財務局に情報を集めて必要な、例えばこういった情報があれば、じゃあ財務局が中心となって市と税務署あるいは整備局をつないでやっていくというふうな形をつくっております、例えばこういった案件がない場所につきましても、今は四国4県でそれぞれ協議会というのを持っております、何か手が拳がればすぐ動けるような組織体を持っております。

近藤委員 どなたが口火を切るかというのは、その時々に応じてという役割ですか。

橋本管財部長 場所によって、市長さんが自ら言われることもありますし、土地土地によって国が少し動いて周りを束ねるなど、いろんなケースがあると思います。

近藤委員 ありがとうございます。

佐伯会長 ほかございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、引き続き報告事項2と3につきましては、併せてご報告していただくことにいたします。よろしくお願いいたします。

【8. 議事(報告事項2及び3)】

橋本管財部長 続きまして、報告事項2及び3でございます。同じようにスクリーンもしくはお手元の資料をご覧ください。

資料1ページでございます。

最初に庁舎等の使用調整ということでございます。使用調整とは何ぞやということをもまずご説明いたします。これは国の庁舎等の使用調整等に関する特別措置法の第2条第3項、これに「使用調整等」という言葉がありまして、「庁舎等を適切かつ効率的に使用するため、所管換、所属替、用途の変更その他の方法により、その使用につき必要な調整をすること」と規定されております。要するに、官署の統廃合あるいは職員数の減少等々によりまして、庁舎に空きスペースが生じた場合、その効率的な使用を図ることを目的に、省庁横断的に入居官

署等を入れ替えること、これを使用調整と言っております。また、この使用調整に関する計画のことを使用調整計画と言っております。

資料2ページをご覧ください。

使用調整をどのように進めるかということでございますが、資料の上段の青枠にあります使用調整前のXという庁舎、これには例えばということで、官署の統廃合等により空きスペースが生じていたとします。この空きスペースを解消するため赤枠の使用調整計画の策定にありますとおり、C官署、D官署を入替調整、すなわち使用調整ということでございます。この使用調整の結果、C官署が入居していた単独庁舎のCの庁舎は売却可能財産となる。あるいはD官署が入居していた民間から借り受けていた庁舎については、借受解消ができて借受費用も縮減につながり、財政効果が生まれるということです。

次に使用調整計画の手続きということでございますけど、資料下の点線赤枠部分です。財務局において、使用調整計画案ができましたら、財務本省に提出し、財政制度等審議会を経て財務大臣が使用調整計画を決定、関係省庁に使用調整計画を通知、その後官署の入替調整が実施されるという手続きになっております。

資料3ページでございます。

使用調整計画の策定基準を示した図ということで、表の左上に記載しております調整対象面積、これが庁舎の空きスペースのことを指しているとお考えください。この調整対象面積が600㎡以上の場合、庁舎法に基づく調整の対象ということで、最終的には財務省において財政制度等審議会に付議し、使用調整計画を策定するというところでございます。一方で、面積が150から600㎡の場合には、今度は国有財産法第10条に基づく調整ということで、財務局長が関係官署に必要な措置を求めるということになっております。

資料4ページをご覧ください。

平成29年5月に開催されました第77回、2回前のこの四国地方審議会で赤色で示しております左側にある四国森林管理局庁舎の空きスペースに、紫色の四国厚生支局高知事務所と青色の高知労働局ハローワークジョブセンターはりまやを移転入居させる使用調整計画を報告させていただいております。しかしながら、報告させていただいた使用調整計画を変更しましたので、ご報告させていた

だくということでございます。

資料5ページをご覧ください。

四国森林管理局庁舎における使用調整計画の変更の概要でございます。資料左側にあります四国森林管理局庁舎、朱書きしておりますように約1,200㎡の空きスペースがあると。その空きスペースへ青色矢印、民間ビルに入居しておりますジョブセンター、それから紫色の厚生支局、それから緑色の高知地方合同庁舎に入居している厚生支局の書庫、これらを四国森林管理局庁舎に移転させる使用調整計画を平成29年3月に策定したということでございます。

しかしながら、この計画策定後、資料右側にあります緑色の高知地方合同庁舎に入居している高知労働局労災補償課分室、これが資料中央上段にあります黄色の高知労働総合庁舎に移転するというに伴いまして、高知地方合同庁舎に約500㎡の空きスペースが生じることとなったということでございます。

これを踏まえまして、改めて調整内容を考え直したということで、その結果、高知市の繁華街に所在し、商店街や公共交通機関に近く、利用者の利便性が高いと考えられる高知地方合同庁舎にジョブセンターを移転させるべく、平成31年4月に四国森林管理局庁舎における使用調整計画を変更したということでございます。

お手元の資料ですけど、要するに青色の予定が赤色に変わった結果、左側の入居予定の部分が空いてしまったということでございます。それをどうしたかと申しますと、四国森林管理局庁舎における残り空きスペースにつきましては、有効活用を図るため黒色の矢印が真ん中にありますけど、平成31年4月から高知県に対して、約130㎡を貸付しているということでございます。

以上が従前ご報告した四国森林管理局庁舎の使用調整計画の変更ということでございます。なお、本計画の変更につきましては、今年3月28日に開催されました財政制度等審議会国有財産分科会で諮問、了承されたことを併せてご報告させていただきます。

最後に資料6ページでございます。

先ほど説明しました調整対象面積が150から600㎡のものについては、国有財産法第10条に基づく調整ということですが、前回の平成30年4月に開催された第78回国有財産四国地方審議会で報告以降、10条調整を3件実施しているという

ことでございますので、資料の提示をもって報告に替えさせていただきます。

以上で、報告事項2、報告事項3の説明は終了でございます。

佐伯会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明に対しまして何かご質問等がございましたら、よろしく願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

佐伯会長 よろしゅうございますか。

それでは、報告事項2、3については、以上といたします。

それでは、最後になりますが、報告事項4の説明についてよろしく願いします。

【9. 議事(報告事項4)】

橋本管財部長 最後の報告事項でございます。報告事項4ということで資料をご覧いただければと思います。

先ほど、諮問事項1で、留保財産の選定に関し、財政審の答申内容をご説明いたしましたけど、報告事項4、この資料につきましては、答申の内容全体について、その概要をご説明させていただくということにさせていただきます。

まず、資料1ページをご覧ください。

まず、四角で囲った上の箱であります。国有財産行政をめぐる状況の変化ということで社会経済情勢の変化と国有財産の状況の変化がまとめられています。まず、社会経済情勢の変化ということでは、人口減少、少子・高齢化、国民の価値観が一層多様化し、働き方や家族のあり方も大きく変化している。また、毎年のように大きな自然災害が多発しているという状況がある。一方、国有財産につきましても、物納財産の大幅な減少、庁舎、宿舍の跡地の処分によって未利用国有地のストックが大きく減少している。また、財政状況が厳しい中、庁舎の老朽化、宿舍需要の変化等々、国有財産をめぐる状況も大きく変化しているということでございます。

このような社会経済情勢や、国有財産をめぐる状況の変化を踏まえ、以下、今後の国有財産行政の方向性として3つの観点から整理が行われております。

1番目として、将来世代にも裨益する管理処分の多様化。2つ目として、将来

に続く行政インフラの強靱化。3つ目は、将来を見据えた管理の効率化ということでございます。このような多面的な視点から個々の国有財産の状況を踏まえ、国有財産の最適利用を追求していくということが提言されております。今後につきましては、この「最適利用」という四字熟語、これが国有財産行政でのキーワードとなります。

資料2ページをご覧ください。

未利用地などの普通財産の管理処分に係る見直しということで、左の箱(1)国有財産の更なる有効活用、右の箱(2)引き取り手のない不動産の発生の抑制に向けた対応がそれぞれまとめられております。

(1)の国有財産の更なる有効活用につきましては、諮問事項1でご説明させていただきますので、ここでは省略させていただきます。

次に、右の箱の(2)引き取り手のない不動産の発生の抑制に向けた対応ということですが、この課題として、財産的価値の乏しい不動産のみが安易に手放されるような形で所有権放棄等が認められるという場合には、国民負担にもつながるとともに、不動産の管理が適切に行われなくなるといったモラルハザードの観点から、十分な検討が行われる必要があるということでございまして、では何をどうするかということで、ここを見直したいということで3つの丸がありますけど、不動産の寄附については、一定の資産価値があり適切な管理が行われている土地について寄附を可能とする見直しの提言が行われております。相続人不存在の場合における清算後の残余財産の国庫帰属については、死因贈与契約により不動産を受ける仕組みを設けることの提言がなされております。最後の丸、管理コスト削減の方策については、これまで以上に売却促進に取り組むとともに貸付け等を通じ管理コストの低減を図っていくという、そういった提言が出されております。

続きまして、資料3ページでございます。

国の行政目的に現に供されている庁舎や国家公務員宿舎、いわゆる行政財産の維持管理に係る見直しということでございまして、1つは行政財産の有効活用、その下、庁舎、右側では国家公務員宿舎ということで3つがまとめられております。

まず、行政財産の有効活用ということで(1)、この課題として積極的に行政財

産の活用を進める必要があるとされておりまして、ここの見直し内容といたしましては、使用許可の期間を柔軟に設定できるよう見直すということが提言されております。

その下の(2)庁舎につきましては、地方では組織の統廃合等により庁舎の余剰スペースが生じているということから、見直しの内容といたしましては、地方公共団体とも情報共有を図り、既存庁舎の徹底した活用を進めるとの提言が出されております。

最後に、右側の(3)国家公務員宿舎でございますが、課題として、宿舎の必要戸数については地域ごとに需給のミスマッチがある、あるいは宿舎の住戸の規格、大きさですが、住戸の規格についてもミスマッチがあるということで、見直し内容としては、宿舎需要の変化等を見極めつつ必要な宿舎を確保するほか、世帯用宿舎の活用などによりミスマッチの解消を図るといった提言が出されております。

以上、これらが本年6月14日に財政審、国有財産分科会から、「今後の国有財産の管理処分のあり方について」ということで出されております答申の概要でございます。

雑駁ではございますが、以上で説明を終わりますが、先ほどの留保財産にもありましたが、この答申を受けて早速理財局長通達も発出されております。これらの答申、提言を受けておりますので、今後とも各種の法令通達の改正をもって、従来にも増して、より適切な国有財産行政に取り組んでまいりたいということでございます。報告事項4の説明は以上でございます。

佐伯会長 ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明について、ご質問等がございましたらよろしく申し上げます。どうぞ。

戒田委員 独身者や単身者用の宿舎が不足する一方でのところなんですけど、国家公務員の方たちも独身の方が昔より多くなってますか。

橋本管財部長 独身も多くなっているやに感じるんですが、一方で単身の方が増えていて、世帯で転勤をしない方も結構いらっちゃって、あるいは交通の発達で、四国ではどうかですけど、例えば広島、岡山だと40分間で通えるとかですね。そうなる、これまでですと世帯で転勤していたものが単身、しかも単身も要

らないみたいになると、要は予定していた宿舍が不要になってくるケースがまま出てきているということもあって、残るのはその世帯用が多く残り、需要は単身、独身のものがということでミスマッチが起きてると。これはもう四国だけではなく全国的にそういうことになってます。

戒田委員 時代とともに変わっているということですね。

橋本管財部長 はい、そういうことですね。

越智委員 よろしいですか。

佐伯会長 はい、どうぞ。

越智委員 相続人不存在の場合ということで、不動産を相続する人がいないとなると、大抵国のものになるよということで来ていたんですけど、ここではこれから死因贈与ということでの今から法律等が整備されていくということで理解しておいたらよろしいんでしょうか。

橋本管財部長 ルールとして相続人が不存在の場合、国が何でも受けるということには今なっていないんですが、相続人が不存在の場合はその利害関係人、相続財産管理人を選定されて、それから一定の手続を経て財務局が受けるということになっております。一方で今言われました死因贈与の件ではございますが、そういったことも含めて、これから増えるであろうそういった財産について、一定のルールを設けてきちんと整備していこうというそういう流れになっております。ルールにつきまして、今、国土交通省とか法務省によっていろいろ検討されているということでございます。

越智委員 ありがとうございます。それで、そうしたときに、そんなに広い土地じゃなくて、本当にこれは住宅みたいな場合には、ここで今日お示しをいただいたような1,000㎡以上とか、2,000㎡以上とかでなくて、そうすると、そのときにもこの最適利用プランの策定みたいなことで、国と県と市町村、県よりも市町村になると思うんですけども、協議いただけるのでしょうか。今要らないと言う人もいれば、家がないと言う人もいて、そうした人たちの住居を確保しなきゃいけないということと、保証人がいない高齢者たちへの対策というような課題もあって、そうした施設や対応が必要となってきたと感じています。そうしたことも、今ご報告いただいたことにつながるんですけども、あまり広くないところだけでも、そうしたことで行政としての国とのつながりでお考えをいただけるのかなということ

よろしいでしょうか。

橋本管財部長 最適利用プランについては面積基準があるわけではなくて、もちろんあまり狭いと、どういう行政需要があるかわかりませんが、一定程度の面積は必要だと思imasるので、その場所なり、そういった土地の状況、あるいはその地元地公体の置かれた必要な行政需要等によって、その場所が一番いいということになれば、最適利用プランが当然これは検討にもなりますし、それからその土地を使って地元の地公体がこういうふうに使いたいという要望が出れば、それは国有地は地元地公体に売却優先とされますので、そういった利用の仕方もあります。ですから、そういった要望が地元から出れば、我々も当然優先的に検討していきたいと思っております。

佐伯会長 今、越智委員からご指摘があったところは、大変実は根の深い問題だと思っておりますので、やはり今問題になっているんですけど、所有者がはっきりしない、相続人がはっきりしない、山林が、それでこういったさっきの防災のところにもまた返ってくるんだけど、そういうところが手がつけられない、山の手入れもできていないということが結果としてぐるぐる回って天災というか自然災害も誘発している。ただ財務省からすると、そういったものを要らないからって寄附か何か知らないけど押しつけられて、管理を全部任されたらたまったもんじゃない。

一方で、そうは言っても国土保全の観点からすると、そういったのが放置、もうそろそろ限界ではないかという議論があって、今、国交省であったり、法務省であったり、財務省もその観点でご議論に入られておるんだと思うんですけど、それとちょっと言われた高齢者の方が住む場所がなくなるとか、家族形態がだんだん変わってくる中でミスマッチが起きるとかというあたりは、地元の行政の皆さん方が一生懸命考えるところなんではと思うけど、どこへ行っても行政機関が相互によく連携をされて対策を議論していくということが非常に重要だと思うので、お立場、お立場はあろうかと思imasですけど、引き続き国レベル、それからこの出先機関でも連携してやっていただくように、ちょっとこの審議にはふさわしくない発言かもわかりませんが、どうかよろしく願いしておきます。

それでは稲田委員。

稲田委員 報告事項4に限った話ではないんですけども、今日拝聴してい

まして、国有財産の最適利用とか処分ということに関しては、やはり最適利用ということに関して、多様性というのが求められてきているのかなということを感じました。それで、くり返しになってしまうんですけども、諮問事項3のところ、今回3者の応募があったということで、泉委員さんが先ほど、いや、弁護士会さんが例えば借りたらどうなんですかとか、例えば大森委員さんが、四国ガスさんは全部利用したいんですかとおっしゃったり、その辺のところも実は3者のどれかにしますというのではなくて、調整ができることもあるかもしれない。そういった柔軟な利用というのも考えていいのかなと。それで非常にいろんなやり方があると思うので、国有財産の処分ということに関しては、手続きの明確性だとか公正性ということは必要なんですけども、民間の知恵というのを取り入れた柔軟な発想というのも非常に必要になってくるのではないかなということを感じたところです。

橋本管財部長 貴重なご意見ありがとうございます。応募が終わった後に何かできれば、そういったルールが決まっておればいいのかもわかりませんが、今のところそういった手段が我々にありませんし、そういったことができる権限もないものですから、今回はこういうことになったということです。それで、じゃあどうするかということですけど、やはり市場調査をしてみるとか、それから今後最適利用、留保財産の運用については各種意見を広くじっくり聞くという通達になっておりますので、そこは稲田委員が今おっしゃったようにいろんな方法なりを1本で考えるのではなくて、多様なことを考えていくということが必要だと思っております。どうも貴重なご意見ありがとうございました。

佐伯会長 それでは、佃委員どうぞ。

佃委員 先ほどの佐伯会長と重なる意見なんですけれども、私、高松市の農業委員をさせていただいて、今やはり農地の所有者がわからないとか、またコンパクトエコシティに関して、空き家問題というのがすごく問題になっております。それで、このように国の方で見直しをしていただくというのがすごくありがたいことですし、やはり持ち手のわからない方たちのその農地をいかに管理していくか、それをどういうふうにご利用していくか、そのときそのときの臨機応変な施策をもっと明確にさせていただいたら、今後の街づくりに関してもすごく有効になってくるのではないのかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

橋本管財部長 どうも貴重なご意見ありがとうございます。国有地だけではないと思いますが、いずれにしても国土荒廃なり犯罪の温床になってはいけな
いと、そういう原因をつくってはいけないというこういう観点からも多方面に検討さ
れていくべきでありますし、我々だけの時代、今、生きている人の時代だけでなく
将来のことでもあります。関係方面と協議しながらよりよい方策を検討してい
きたいと思っております。

佐伯会長 今の佃さんのお話も大変大きな課題だと思うんですけど、いつも気
になるのは、国民の側からすると大きな問題が出たのに、行政しっかりやっ
て、頼むよというのは、私はちょっと国民としてはやや無責任であると思っ
て、やはり税金、消費税を上げると言うから大騒ぎをするんだけど、いろんなこと
で行政サービスを下さいというときはいっぱい手を出すというのは問題があっ
て、ここにいらっしゃる皆さんは各方面で地域のリーダーであるので、そういった
意味を住民、国民全般に啓蒙していくという役割もきっとあるんだろうと思うの
で、そのあたりは行政も頑張っていたかかないといけないけど、住民の皆さん、
国民もしっかりそれなりの負担をしていくということでバランスよくいい社会にし
ていくというのは非常に大事かなと思います。また、この審議会にふさわしくない発
言をしてしまいました。

それでは、そろそろ終わらせていただけたらと思っております。以上をもちまし
て本日予定をしておりました議事は全て終了させていただきます。諮問事項につ
きましては、諮問どおりに決定をされましたので、後ほど四国財務局長さんあ
てに答申書をお渡しすることといたします。また、本日の議事の結果等につきまし
ては、この後四国財務局の方から記者発表を行うとともに、後日各委員の皆様
に確認をいただいた上で、四国財務局のホームページに議事録を掲載すること
となってございます。この点、ご承知おきいただければと存じます。それでは、以
降の進行は事務局にお返しをさせていただきます。よろしく申し上げます。

[退任委員挨拶]

秋山管財総括第一課長 佐伯会長、どうもありがとうございました。

事務局からご報告がございませう。9月末をもちまして、佐伯会長、大森委員、

戒田委員、佃委員、槇田委員の5名の皆様のご退任されます。改めまして、長年にわたり当審議会の運営にご協力いただきましたことに対し、感謝を申し上げます。

それでは、佐伯会長からご退任のご挨拶をいただきたく存じます。よろしくお願いいいたします。

佐伯会長 それでは、私から一言。9月末をもって当審議会の委員を外れることになりました。私は、平成27年10月にこの審議会のメンバーに入れさせていただいて、2期4年間ということになりました。長いのか短いのかよくわかりませんが、4年間お世話になった次第です。後の2年間は、ここの会長席に座らせていただきまして、議事の進行等々を担わせていただいたんですけど、今日も大変活発な意見があって、佃さんが最後に発言いただいたから多分全員発言いただいたと、非常に活発なこういった審議会では珍しいかなと思っております。大変ご協力のほど感謝をしております。

それで、今後ともこの審議会が所期の設置目的に沿って、住民の皆さんの目線に沿った、それで委員の皆さんが活発に意見を出して所期の目的が達成されるということをご祈念申し上げて私の退任のご挨拶とします。どうもありがとうございました。

秋山管財総括第一課長 ありがとうございます。

続きまして、大森委員よろしくお願いいいたします。

大森委員 大森です。任期の10年がはや終わりました。皆様のご指導によりまして無事に大役を終え非常に喜んでおります。国民の安全・安心のための国有財産の有効利用は今後もより一層、国民、市民から強く求められると感じております。退任後は審議会のよき理解者として、一市民、一国民として応援をしていきたいと思っております。

本当にありがとうございました。

秋山管財総括第一課長 ありがとうございます。

続きまして、戒田委員よろしくお願いいいたします。

戒田委員 私も10年が終わりました。この10年、たくさんの勉強をさせていただき、ありがとうございました。私は愛媛県松山市に住んでいるのですが、財務局の皆さんが、丁寧にいろんな説明をしてくださり、お世話をしてくださったこと心

から感謝しています。

この10年で愛媛県の案件は多くはなかったのですが、特に印象に残っているのは、平成25年に「日本赤十字病院の老朽化のための建て替えや、駐車場の増設などのため、国有財産の売り払いを…」の審議がありました。その際、日赤の前の道が午前中に渋滞して大変だ、と訴えましたが、現在は解消されスムーズに流れています。実は最近、日赤に入院したのですが、新しい病棟で快適な治療を受けることができました。国有財産は、国民、地域の人たちの安全で豊かな生活のために活用させるべきだと思いますが、この体験を通して有効に活用ができているんだと実感し嬉しかったです。審議会委員という貴重な経験をさせていただけたこと、本当にありがとうございました。

秋山管財総括第一課長 ありがとうございました。

最後に、佃委員よろしく願いいたします。

佃委員 安出局長を初め職員の皆様には10年間本当にお世話になり、ありがとうございました。10年前、えっ、何で私がというような驚きと不安とそしてメンバーの委員の皆様の名簿を見せていただいたときに、もう緊張感がそのとき最高潮に達しました。それで10年間、今回は橋本部長様に本当に丁寧に説明をしていただきましたけれども、何人かの部長様も替わられて、その時々説明のほかには、私は農業をやっておりますので、農業のほうのこともいろんなことを、気候のこととか、野菜のこととか、審議内容以外にも身近にざっくばらんにお話ししていただいたのが本当に心に残っております。

そして、この10年の間、本当にいろいろなことを学ばせていただきました。国有財産のあり方、そして重要性を改めて認識するとともに、それを審議する責任の重さも痛感させていただきました。このようにすばらしい人たちと同席させていただいたこと、そして審議をさせていただいたこと、私は心から感謝しますとともに本当に誇りに思っております。長い間本当にありがとうございました。

【10.財務局長挨拶】

秋山管財総括第一課長 ありがとうございました。

それでは、四国財務局長から閉会のご挨拶をさせていただきます。

安出四国財務局長 本日は大変お忙しい中、審議会にご出席いただきまし

て、誠にありがとうございました。また、多数のご意見をいただきましたし、活発なご意見をいただいております。誠にありがとうございます。

国有財産につきましては、国民の共有財産でございますし、一定の制約があるものを、いろんな方からご意見を聞きながらしっかり有効活用に努めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、本日ご審議いただきました事項につきましては、ご意見を踏まえまして、適切に処理を進めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

また、9月末をもちまして、佐伯会長を始め5名の委員の方が任期満了などに伴い無事ご退任されます。ご退任されます委員の皆様方におかれましては、長年にわたり当審議会の運営にご協力いただきましたことに対しまして感謝を申し上げます。ありがとうございました。

本日ご出席の委員の皆様方におかれましては、今後とも国有財産行政はもとより財務行政全般にわたりまして、ご指導、ご助言を賜りますようお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。

【11.閉会】

秋山管財総括第一課長 ありがとうございました。

以上をもちまして、第79回国有財産四国地方審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様、本日は大変ありがとうございました。

[閉会 15時20分]